

2021年12月24日

各 位

川之江信用金庫

お客さま情報が記載された書類の紛失（誤廃棄）について

このたび、当金庫におきまして、お客さま情報が記載された①伝票綴り、②経費関係領収書綴り、③入金通知書控を紛失（誤廃棄）していることが判明いたしました。

情報管理の重要性につきましては、かねてより徹底を図ってまいりましたが、このような事態を招きまして、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて、情報管理をより徹底してまいります。

1. 紛失（誤廃棄）した書類の内容

(1) 発生店舗

- ① 三島支店
- ② 東支店
- ③ 東支店

(2) 紛失（誤廃棄）した書類の内容と対象期間

- ① 2014年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の246日営業日分の伝票綴り
- ② 2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の経費関係領収書綴り
- ③ 2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の入金通知書控

(3) 当該書類に含まれる情報の内容

- ① 氏名、住所、生年月日、電話番号、口座番号、印影、勤務先、取引金額等
- ② 業者名、住所、電話番号、振込先情報、取引金額等
- ③ 氏名、科目、取引金額等

2. 紛失（誤廃棄）に至る経緯

- ① 2021年11月2日、2014年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の246日営業日分の伝票綴りの所在不明が判明いたしました。内部調査の結果、2019年度に実施した文書廃棄時に当該伝票綴りの入った段ボール箱を他の廃棄書類と一緒に誤廃棄した可能性が高く、外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。また、現在までにお客さまの情報が不正に利用されたとの連絡や申し出は無く、不正に利用された事実も認められておりません。

- ② 2021年11月2日、①の所在不明が判明したことから、全店において保存文書の確認作業を実施致しました。その結果、2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の経費関係領収書綴りの所在不明が判明いたしました。内部調査の結果、2021年度に実施した文書廃棄時に、本来廃棄すべき2013年度の経費関係領収書綴りと誤認し、誤廃棄した可能性が高く、外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。（2013年度の経費関係領収書綴りは保管庫に存在します。）また、現在までにお客さまの情報が不正に利用されたとの連絡や申し出は無く、不正に利用された事実も認められておりません。
- ③ 2021年11月2日、①の所在不明が判明したことから、全店において保存文書の確認作業を実施致しました。その結果、2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の入金通知書控の所在不明が判明いたしました。内部調査の結果、2021年度に実施した文書廃棄時に、他の廃棄書類と一緒に誤廃棄した可能性が高く、外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。また、現在までにお客さまの情報が不正に利用されたとの連絡や申し出は無く、不正に利用された事実も認められておりません。

3. 再発防止策等

今回の事態を重く受け止め、全役職員に対し、お客さま情報の重要性について再度周知徹底を図るとともに、文書の保存管理、廃棄時の検証の徹底を行い、再発防止に努めてまいります。

4. お問い合わせ先

<お客さま>

川之江信用金庫 業務推進部 担当：西川

TEL 0896-58-1300

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日は除く）

<報道関係>

川之江信用金庫 総務部 担当：山下、村上

TEL 0896-58-1300

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日は除く）

本件対応のため、当金庫職員や警察官・弁護士等が、お客さまのキャッシュカード等をお預かりすること、また、暗証番号をお問い合わせすることはございません。